

平成23年度

# 保育所入所児童を募集します

●受付期間 平成22年11月1日（月）から11月12日（金）まで

●受付場所 教育委員会事務局幼児教育課 または 各保育所

- ◆新規入所希望 入所希望申込書（受付場所にあります）を提出してください。  
年度途中で入所を希望される方も受付期間内にお申し込みください。
- ◆継続入所希望 保育所から配布する継続入所希望申込書を提出してください。

●入所の基準

保育所に入所できる児童は、保護者が次のいずれかに該当し、また、同居の家族が保育できないと認められる場合です。

- (1) 家庭外労働  
※昼間に家庭の外で仕事をしている
- (2) 家庭内労働  
※昼間に家庭で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしている
- (3) 母親の出産                      (4) 疾病障害等
- (5) 病人の介護                      (6) 災害の復旧



※保育所の定員に余裕がある場合には、上記の基準に該当せず、家庭保育に欠けない児童でも入所できる場合がありますのでご相談ください。

●保育実施期間

小学校就学の始期に達するまでの間で保護者が保育の実施を希望する期間のうち、保育が必要と認められる期間

※入所基準(3)の母親の出産による場合は、出産前8週から出産後8週までの期間が対象です。

【求職中・勤務予定の場合の入所承諾期間】

年度途中で入所希望が増加しているため、入所が難しい状況です。そこで、適正な入所を図るため次のとおりとさせていただきます。

保護者の就労形態	入所承諾期間
求職中の方	承諾期間は、3カ月の期限付入所 入所後2か月以内に「就労証明書」を提出された方は、保育の実施期間が延長されます
勤務予定、復職予定の方	承諾期間は、就学前まで 入所後1か月以内に「就労証明書」を提出されない場合は、求職中の扱いとします。

●保育料

平成22年分所得税と平成22年度市町村民税の課税状況により、23年度に決定します。

保育料算定に係る児童の年齢については、これまで入所月の初日現在の年齢を基準にしていましたが、平成23年度からは年度初日現在（平成23年4月1日現在）の年齢が基準となります。また、入所日以降に誕生日を迎えても年度中は変更になりませんのでご注意ください。

●その他

- ・年度途中に入所を予定しておられる方も必ず申し込んでください。  
申し込みがない場合は、入所できない場合があります。
- ・申込者が多数の場合、希望する保育所に入所できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- ・転園、町外の保育所を希望される方は、幼児教育課へご相談ください。